

災害時における被災者の住まいの確保に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と東武トップツアーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害時（以下「災害時」という）において、家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）の住まいの確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲もしくは甲から事務委任を受けた市町村（以下「甲等」という。）から被災者の住まいの確保に関して乙に協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

（協力内容）

第 2 条 乙は、災害時において、甲等からの委託により、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）賃貸型応急住宅の円滑な提供のための協力
- （2）建設型応急住宅の円滑な提供のための協力
- （3）被災した住宅の応急修理の円滑な実施のための協力
- （4）その他被災者の住まいの確保に必要な協力

（災害時の協力要請）

第 3 条 甲等は、乙への協力要請に当たっては、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲等は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに必要な協力を行うための体制を確立の上、可能な限り協力するものとする。

（平常時の体制）

第 4 条 甲及び乙は、災害時の被災者の住まいの早期確保のため、平常時において互いに連携態勢の維持に努めるとともに、研修及び訓練等を積極的に行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 2 条に規定する乙の協力のために要した費用は、甲等が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の費用とし、甲等と乙の協議により決定するものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかからこの協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、この協定は 1 年間更新され、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第 7 条 甲等及び乙は、本協定に基づく業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

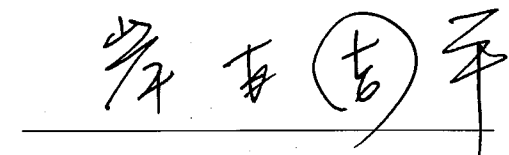
（雑則）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が自書の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 8 日

甲：和歌山県知事



乙：東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号
東武トップツアーズ株式会社
代表取締役

